

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第1回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和5年11月28日(火) 午後6時～午後8時35分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	5人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他4人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	16人 (ほか報道機関7人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 委員自己紹介、職員紹介 2 会長及び副会長の選任について 3 報告事項 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の概要について 4 その他		

## 審 議 経 過

### 1 委員自己紹介、職員紹介

自己紹介により、委員及び事務局職員の紹介を行った。

### 2 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に矢嶋委員、副会長に大貫委員が選任された。

### 3 報告事項

事務局から相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の概要について説明後、委員から意見等を伺った。

（矢嶋会長）それでは皆様からご質問をいただきたいと思う。

（水谷委員）今後のスケジュールについて、パブリックコメントは12月1日から2週間程度ということか。

（事務局）パブリックコメントの期間について、資料1の裏面をご覧ください。12月1日から令和6年1月9日まで1ヶ月と少しの期間に実施する。

（水谷委員）1月9日までのパブリックコメントから、市議会の3月定例会議に条例（案）を提出するまで約2ヶ月あるかと思うが、このパブリックコメントの内容もある程度入れ込んで市議会に条例（案）を出すということになるのか。それとも、そのまま出すことになるのか。

（事務局）パブリックコメントでいただいた意見等については、これから最終的な条例（案）を作るための検討の際の参考にさせていただき、最終的に条例（案）を作って議会へ提案をしていくと考えている。

（水谷委員）パブリックコメントの意見についても、併せて議会に提出する予定はあるのか。

（事務局）パブリックコメントの意見については、取りまとめて、少しカテゴリを組むような中身になると思うが、それを公表していく予定である。

（矢嶋会長）今の質問と関連して。今日委員の皆様からご意見をいただくが、皆様から出た意見も、パブリックコメントと併せて今事務局から説明があったようなルートで反映するというところでよろしいか。

（事務局）この審議会でもいただいた意見については、今後の検討の参考とさせていただき、パブリックコメントと同様に取り扱いたいと考えている。

（金子委員）私の一つ目の質問は、今、矢嶋会長から確認があった内容である。条例の中身に入る前に一つ伺いたいのは、先ほど有識者にコメントを求めた結果も反映されているという話があったが、どのようなコメントがあったのか。その概要について、今ここで共有することはできるのか。もし可能であれば、それを共有していただきたいと思うが、いかがか。

（事務局）今回、条例化に向けて具体的な事務を進める上で、法律上の制約であったり、課題等の整理や整合を図る必要があることから、行政法、行政手続法、地方自治法などを専門とする学識経験者や法制実務に詳しい顧問弁護士に意見を伺った。主な意見としては、不当な差別的言動に対する規制の措置の考え方についてである。憲法が保障する表現の自由は極めて重要な権利であるということで、本市の実態を十分踏まえた上で、慎重に検討するべきであるという意見をいただいた。

（金子委員）話の進め方についてはどこからでもよいか。それともある程度区分けをするの

か。

(金委員) 3つぐらい聞きたいことがあるが、金子委員から話のあった有識者のコメントを共有できるかということで、私も、この答申から今までの事務局内部における条例(案)作成の経過について説明を聞きたいと思っていた。特に誰から助言を受けたのかということ、答申をまとめる審議会の皆さんも、そうそうたるメンバーがいたのに、どなたから聴いたのかということ、をすごく聞きたいと思ったことが1点目である。2点目は、なぜ今日の共有資料が、審議会の審議の2~3日前にもらっていたが、私達と共有できなかったのか。私だけかもしれないが、私は新聞記事から今の報道を知ることになったので、そこはなぜなのだろうか少し聞きたい。3点目だが、もしかして罰則規定が外されたのは、職員の怠慢があるものか。罰則を付けるためには地方検察庁に伺いを立てなければならないと聞いた。職員はそれをやったのかという3点の質問をしたい。

(矢嶋会長) 意見を伺う前に、金委員から質問のあったこれまでの経過等について、事務局よろしいか。

(事務局) まず、経過についてである。答申をいただいた後になるが、本市における不当な差別的言動についての実態の把握を行った。関係する34の団体に対して調査し、また市のイベント等で、不当な差別的言動を見聞きしたことがあるのかについて、一般の方からもご意見をいただいたところである。その実態の調査を行った中で、不当な差別的言動に当たると、法務省が示しているヘイトスピーチ解消法の参考情報等々があるが、それに該当する可能性があるもので、本市で内容を判断し、それに該当するものに対しては、どのような規制が必要なのか検討を進めてきた。その内容に応じて、禁止措置、拡散防止措置、そして公の施設の利用制限について、措置の内容を決めてきた。実際に決めるに当たり、その情報を庁内での会議にかけるとか、先ほどご説明したが、行政法を専門的に取り扱っている方、顧問弁護士からも意見をいただきながら、内容を決めてきたという経過である。

(矢嶋会長) 金委員。事務局の説明はよろしいか。

(金委員) 今のところはよい。

(事務局) 続いて、審議会よりも先に議会に内容を示したことのご指摘だと思う。そちらについては、まず答申をいただき、この骨子を作成した。審議会から答申をいただいたところではあるが、どういった条例の内容にしていくかを、市民全体の代表である議会に対して説明した。審議会には、本日、こういった内容を示させていただいたという経過である。

(金委員) 極秘で行われて、私たちが本日まで何も分からず、会議に臨んできたなど。2、3日あったが、残念だったなど思っている。3番目はどうか。

(事務局) 3番目の検察の話であるが、そちらについては、罰則を付ける内容については、検察との協議が必要というルールがある。本市で検討してきた中で、先ほど申し上げたが、罰則を付けるべきなのか、付けられるのかについて、行政法の専門家の意見を聴いたときに、罰則まで付けてしまうことは、憲法の保障する表現の自由に抵触してしまう可能性があるということで、罰則を付さないこととしたため、検察との協議は行っていない。

(金委員) 大変ご苦労様でした。責めるつもりはないが、何度もこれまでを想定した中でのこの骨子であったと思って、これからとか、全体的、国の動きとかを考慮したら、もっと思い切った、皆さんの要望書に書いてある、そういう内容が、私たちの答申の内容が、もう

少し反映されてもよかったのではないかというのが意見である。

(矢嶋会長) 本体に入る前の段階についての意見はよろしいか。では、本体部分について、また金子委員から区切った方がよいのか、それとも随時にかという意見があったが、いかがするか。

(金子委員) 区切った方が発言しやすいようであれば、ある程度まとめをした方がよいと思う。例えば、この前文、総則というふうに資料1で、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲというふうに大きく割り振りがあるので、区切ってやっていただいた方がよいと思う。

(矢嶋会長) ではまず、前文に関して、まず意見をいただきたい。

(金子委員) その前に、名称のところから行った方がよいと思うが。

(矢嶋会長) 名称に関していかがか。

(金子委員) それでは条例の名称についてだが、資料4の1ページのナンバーでいうと2のところにあるとおり、答申では5つの案が上がっており、そのうちの(4)を除く(1)、(2)、(3)、(5)には全て差別という言葉が含まれている。それはなぜかといえば、この条例の中身がそもそも差別を禁止し、防止し、何らかの措置をとっていくという、世界的に差別禁止法とか反差別法と呼ばれる法に近いからである。それにもかかわらず、あえてその差別という言葉がない、この(4)を選んだのはどうしてなのか。つまり、私は審議会のとき、この名称を話し合ったときの議論の中では、やはり何らかの形でこの差別という言葉を入れた方がこの条例の本来の趣旨を名称に一番よく表せるのではないかということだったと思うし、国の法令の中でも部落差別解消法のように、差別という言葉がもう名称に盛り込まれるようになってきているので、そのような意味で、相模原市の条例に、この差別を禁止するのだ、防止するのだということを名は体を表す形で入れてもよろしいのではないかという議論だったと記憶しているのだが、あえてその差別がない、この案を選ばれた理由をお聞かせいただきたいと思うがいかがか。

(事務局) 資料4の右側の、先ほどの2番の右側の考え方のところでも示したが、やはりこの条例の目的については、人権尊重のまちづくりを進めることであり、共生社会の実現を図ること、それが基本理念においても、人権尊重のまちづくりを進めるための基本的な考え方を示しているものであるというふうに考えている。今回の条例については、相模原市人権施策推進指針の取組に実効性を持たせるもので、この指針においても、人権に関する施策を総合的に推進し、人権尊重のまちづくりを実現することを目的として掲げているところであるので、今回この名称を選んだという経過である。

(金子委員) 人権尊重のまちづくりのために差別をなくしていくというのがこの条例の趣旨だと思うが、今の説明について、少なくとも私は、なぜ差別を抜いたかの説明になっていないのではないかなというふうに思うのだが、他の委員の意見を聞かせていただければと思う。

(矢嶋会長) 審議の経過は、今、金子委員がおっしゃったとおりで、差別禁止に非常に重点を置くということだった。私も、金子委員と全く同じでやはり差別という言葉がこの条例の名称に入らなかったというのは非常に残念というか、遺憾に思った。他の委員の皆様もいかがか。

(金子委員) 今後あるパブリックコメント等の意見をどこかで反映し、公表するとかおっしゃりながら、こういう、答申の内容すら上手く反映できてないし、それからこれまでたくさん

の要望書とか、送られてきたものも、あまり反映されず、こういうふうにやんわりとしたものをちょっとやっていただくのは、何か私も金子委員の意見に賛同で、なぜなのだろうと思う。説明が全然、市はなっていないなと思う。

(岩永委員) 金子委員、矢嶋会長、金委員と同様でやはり差別という言葉を入れていただきかった。それに絡めて7番のところで、ヘイトクライムというのがなくなった。ヘイトクライムというのは、そのとおり一般的ではないかもしれないが、条例というのは何年も何十年も後にも残るかもしれない。ということで、やまゆり園事件について、ちゃんと障害者に対する不当な差別的思考に基づく事件というのは、入れていただきたいと思う。関心のある人であればやまゆり園で調べられるのだろうが、10年、20年、30年経って、知らない人が出てくるのではないかとということで差別ということをやっぱり入れていただきたい。

(水谷委員) 審議会のこれまでの審議の内容は多分皆さんおっしゃるとおりなのだろうと思ったが、第三者的な立場というか、感じでいくと、相模原市にはこれまで人権の施策推進に関する一般的な条例がなかったという認識で正しいのだろうと思う。弁護士の立場からすると、皆さんの視線というのはすごく差別によって人権を侵害されているというケースに非常に注目が集まる状況で、この審議がなされて、そこにかなり集中的に皆さんの考えが及んでいるということだと思うが、人権を尊重するということは、やはり差別を禁止するだけでは少し不十分で、ものすごく大きな概念である。例えば、ここには書いてはいないのだが、私が仕事を通して少し問題があると、市の取組に問題があると思ったことがあった。それは、生活が困窮している方たちに対する、例えば市税を延滞している方への市税の取り立ての手法が、やはり少し、今、非常に厳しくなっていて最低限の生活すら脅かされるのではないかなというような、問題意識を持っているようなものもある。これは差別では多分ないと思う。でも、やはりそういう最低限の収入すら手元に残らないような形で市税を徴収するということはよくないというふうに説明しても、なかなか話が一般職員の方に通らない場合がある。やはりもう少し差別ではなくても、人権を尊重しなければいけない場合というのはある。最初に作る人権施策の推進のための基本的な条例であれば、それが、やはり差別というその人権施策の中での一分野、何と言うか、名称は本当に短いものであるから、そこにまで入れ込まなくてもよいのかなと。内容を見てみると、やまゆり園の問題が契機になった、あるいは最近のヘイトクライムの問題が契機になったということでそこにかなり重点が割かれているが、せめて名称のところにも差別を入れると、少し他の人権尊重の取組に対して、バランスが悪いのかなという印象を受けた。

(金委員) 水谷委員の意見を聞いてなるほどと思うが、名称がそれくらい大事であるからこそ、差別という2文字が持つ意味も大きいし、それがあから、今まで声が出せなかった人たちにも目が届いて声が出せるようになる。そういうきっかけにもなると思う。今まで、いろいろな運動のまずスローガンが出てきて、そこから声を出せる人が勇気を持って社会に出ることが起きているから、やはりやんわりと人権尊重って、ああなるほどと思うより、ここで何を訴えたいかがやはりこの文字の中にあって、初めてこう検索にも引っかかるし、いろいろなことと、明確になるのではないのかなと私は思う。

(片岡委員) この名称だが、基本理念の中にも差別ということが入っているとこだけ書いてある。それで、私たちは障害者団体の者だが、やはり障害者に対しても、差別解消法とい

う、差別というのがやはりきちんと入っている。名称の中に、やはり差別というインパクトの強い言葉が入る。ただの人権尊重のまちづくり条例というよりも、インパクトの強い差別のないという言葉を入れた方が私はよいと思う。

(矢嶋会長) では名称に関してはこういったご意見が多数、特に差別については、入れて欲しいという意見が多数出たということは、何らかの形でお伝えいただく、ということよろしいか。

(事務局) 承知した。

(金子委員) この前の議会に対する説明の後に、かなり多くのマスコミがこの条例について報道して、ほぼ全てだと思っただが、このヘイトクライムという言葉が外されたということについて、大変批判的に取り扱っていたところが多かったかなというふうに思う。私は、ヘイトクライムという言葉は別に使うか使わないかはどちらでもこだわりはなく、裁判の判決文での使用がなく、確定した定義がないということだが、そもそも前文には法規範性そのものがないので、別に法的にきっちりとした定義的用語を使う必要はない。かなり各地の自治体の前文を読んでも、大変言ってみれば文学的なものも多くて、さほどここは法律的な用語としての厳格度ということにこだわる必要はないというふうに思うし、もしもヘイトクライムという言葉を使うということが、はばかれるのであれば、差別意識に基づいた重大な犯罪行為などというふうに日本語として分かりやすい言葉を使えばよいだけの話であるので、何らかの形でやはりここはその当事者の方が大変主張されてきたことであるし、マスコミの報道を見ても、世間の耳目を集めているようなので、何らかの形でそのヘイトクライム若しくはヘイトクライムに相当するような表現を復活することが望ましいのではないかと考えている。

(矢嶋会長) 先ほどの岩永委員の意見にもあったが、大変痛ましい事件とされてしまったが、やはりこの差別的思考に基づくということは、これは国連の委員会でも相模原事件について言及されていることでもある。ヘイトクライムについて、事務局というか、市長、市役所の方で抵抗があるということのようだが、私としても、差別という言葉自体が無くなってしまふことは非常に問題だと思っている、ということをおっしゃっていただくといい。

(事務局) 金子委員。先ほどの発言について、傍聴席の方で聞こえなかったようである。先ほど丁寧にお話をいただいたが、先ほどの話をもう一度お願いしてもよろしいか。

(金子委員) 前文のヘイトクライムという言葉が法令用語として確定的な定義がないということ以外に、外されたというご説明だったが、そもそも前文というものは法規範性がないので、法令用語として確定的な定義がない言葉であっても、使うことに法的には少なくとも問題がないということである。各地の条例の前文を見ても、非常に自由な言葉遣いをしている例が多々あるので、この条例の前文で、このヘイトクライムという言葉を使うということに、さして問題はないかというふうに思う。でも、もしもそのヘイトクライムという言葉に何か語感的に何か問題があるという場合には、差別意識に基づく重大な犯罪行為というような日本語として分かりやすい表現をとればよいだけのことなので、何らかの形でそのような認識をこの前文の中に復活させていただければというのが私の意見である。

(矢嶋会長) 前文に関してはよろしいか。先を急ぐようでも申し訳ないが、総則に関して、意見をいただきたい。ないようなので、資料4のNo. 15からの不当な差別的取扱いの解決

に向けた取組の推進に関してご意見をいただきたい。

(金子委員) 資料4の3ページのNo. 20のところだが、被害者に対する救済の内容について、助言、あっせん、勧告というこの3つがあるが、答申では調整や加害者への説示というものが入っていたが、そのような調査、要するに当事者間の調整や加害者への説示というものは、これは人権擁護委員法の中でも、国がやっている人権救済の中身に既に盛り込まれていることではあるが、その調整とか説示がなくなったのはなぜか。

(事務局) 助言、説示、あっせんということで審議会や答申の中で話があったと承知している。説示については、本市で行政法の専門の方に相談し、説示が助言の中で盛り込めるものというふうに意見をいただいたことから、助言とあっせんというふうに今回表記をさせていただいている。

(金子委員) 今の説明だが、助言は通常、被害者に対するもので、説示は一般的に加害者に対するものであると思うが、その行政法のご専門と呼ばれる方が、説示が助言の中に含まれるというふうにおっしゃったというのは、少し私にはあまり理解ができないが、助言は正に助言でそのサポートをするもの、若しくはアドバイスである。説示というのはもう少し厳しく出るし、指示的な内容が、もちろん任意のものだが、そこに含まれてくるが、それが助言の中に含まれるというのが、若干私は理解ができない。

(事務局) まず、弁護士から意見をいただいたが、説示という用語については、行政がその説示という中で、相手方の内心に踏み込んで反省を促すといったものになってしまうことから、条例で使用することは適さないのではないかとということで意見をいただいたものである。

(金子委員) 説示は、私の記憶では、法令名を忘れてしまったが、人権擁護委員、法務局が規程に基づいてできたと思うのだが、それと同じように任意の行為として行えると思うが、説示が内心に踏み込むからできないというのは、どういう法解釈なのか。水谷委員、そうなのか。

(水谷委員) 一般論的に言うと、弁護士会とかもあっせんや調停、あと裁判所でも調停をやったりして紛争の解決をする場合に、説示という言葉はない。弁護士で説示というのは、刑事裁判において、最後に、被告人に対して、有罪が決まった後に、裁判長が任意で、ただこれも法律の規定は確かなかったと思うが、諭すことがあるが、やっぱり教え諭すという、上から下に向けてというもののイメージがある。皆さんは多分、民間の方なので、やはり問題意識はないかと思うが、公権力が一般の人に対して、上から目線で物を申すというのは、やはりあまり好ましい態度ではないというふうに思う。法律家は、説示という言葉にすごく違和感があると思う。

(金子委員) 私もその裁判官の説示については同様だが、先ほどの話に戻るが、法務省の人権擁護機関は、調整・援助・要請・説示等の救済措置を、もう既に行っている、とれることになっている。法的な根拠もある。裁判官の説示とは違うものとして実際にもう運用されているので、それと同じものという意識で多分審議会の答申では使ったのだと思う。それが何で内心に踏み込むのかが、私には分からない

(水谷委員) 1点少し付け加え忘れたが、やはり法律と条例というのは、できることとできないことに大きな違いがあり、例えば刑罰であっても、法律では、それこそ死刑から無期懲役、懲役、罰金、科料と科せられるが、条例で、例えば、死刑を科すとか、そういうこと

はできないというようなものであるので、法律でできることが直ちに条例で必ず簡単にできるというふうな平行移動というのは、もしかしたら少し難しい場合はあるかなというふうに思っている。

(金子委員) 私がお聞きしたいのは説示を条例上できない法的なロジックは何なのかということである。先ほど内心に踏み込むという話があったが、もし内心に踏み込むのであれば人権擁護員法上というか、国の人権擁護機関が説示を行っていることも内心の自由に触れた場合に憲法違反ということになるが、そのような法解釈は、私は聞いたことがない。なぜ答申にあった説示が抜かれたのかということの法的な説明が、先ほどのご説明ではちょっと納得がいかないなということである。関係調整についてはいかがか。他の自治体では、人権救済制度として条例上調整を含めているところが幾つもある。その調整が入っていない。あえて抜いた理由は、どこにあるのか。

(事務局) 調整というふうに表現はしていないが、助言もあつせんも、相手方に対して話をしながら進めていくという内容ではあると考えている。

(金子委員) あつせんには調整的な機能というのはもちろんあると思うが、私が申し上げたのは、どうして答申の調整ではなくあつせんという言葉になったのかということなのだが、そういう点も含めて、またさっきの説示もそうだが、またご検討いただければなというふうに思う。

(金委員) 資料2の3ページの「4 表現の自由等への配慮」の部分についてだが、もちろん本当に配慮すべきことで大変重要だが、不当な差別に対する表現の自由はあってはならないことだと思う。もし表現の自由を相模原市がすごく重要視するならば、不当な差別に対する表現の自由はあってはならないことをどこかに明記して欲しいと思う。表現の自由はお互いのパワーバランスが同じときに起きるもので、誰かが弱いときに表現の自由は使ってはいけないことだと私は思っている。また、時間がないところだが、本当に今、この資料を行ったり来たりしながらこう見ている、今日初めて参加した皆さんはどうなのだろうかと、私のレベルまで皆さんがお分かりにならなくてもよいのだが、もっと分かりやすい資料があってもよいのかと思うし、この答申が出た後で、大変新聞とかがにぎわっているのだが、この答申と条例(案)の骨子を読み比べるのは本当に間違い探しをするのと同じで、「てにをは」はおろか、このような表現で、元の筋から離れて違うものが生まれて、それでもやはり気になる出来栄で、すごくよいと皆さんがこれでよかれと出した後思うのだが、皆さん、先ほどからパブリックコメントを反映する、この審議会の意見を反映するとかおっしゃるのならば、今まで出てきた要望書などもきちんと反映して欲しいということと、私はこの諮問とか委嘱といった言葉を、この市主催の会議、この審議会などで初めて知った。これは日常生活言語ではないからである。その重みをかみしめつつ毎回会議に臨んでいた。市長は、自ら諮問して依頼した審議会委員の意見を、ここまで聞き入れずにいられたのはなぜなのかと。人の時間と努力をないがしろにできるのが本当に疑問であった。この答申とか、今、皆さんがまとめてくださった資料を見ながらこのやんわりとしたこういう表現とか表現の自由を先に述べてしまうこととか、新聞でもう皆さんが感じたことは全部言っていてなるほどと思った。だから、もし私からの要望であるが、このような骨子でパブリックコメントをするのは、市民からどのような意見を聞きたいのか、ただ皆さんこれまでのようにエビデンスだけを作ればよいと思っているのではないかという疑



問が湧いているし、これまでの要望書の意見とかを聞き入れて、しっかりと審議会のこの答申が生かされるような、そういうやり直しができればよいと思ってパブリックコメントの撤回若しくは答申のやり直しまでを私は希望している次第である。まだ、市長は、市内の人権問題や差別の実態を調べたと事務局は先ほど言っていたが、深刻な事件のような問題が起きてないとおっしゃっているが、それはやまゆり園のことを事件とか、そういうふうにして、市長の中ではもう風化されているのか。風化させたくないからとおっしゃるのだけれども、させたくないなら、もう少し表現を直した方がよいのかなと思う。皆さんご存知かもしれないが、これまで私に対するスピーチも多々あった。私がこの場にいるのがいけないことだ。あなたさえ会議に参加しなければ起きないことだとおっしゃっているように聞こえる。今まで相模原市には、こういう問題が起きていないとおっしゃることは、だから今期もこのメンバーになってここに座っている自分がいなければよかったのかなあと思ってしまいつつ、一生懸命ついているが、今期から初めて審議会に参加なさった方も、しっかりとした意見が言えるように、資料とか答申から、ここを一緒に勉強しながらやっていきたいと思う。

(片岡委員) 資料4のNo. 19についてだが、相談・支援体制の充実及び救済機関について、答申の方ではいっぱい挙げてすごく分かりやすく出しているのだが、骨子の方ではぱっきりここが切られている。どうしてこのようになったのか。私たちが出した答申、これを載せていただければ、すごく分かりやすい。だけど、全部切られたということはどういうことなのか、お答えいただきたいと思う。

(事務局) こちらについては、ア、イとして、相談・支援の例を答申の中では書いている。今回は、条例(案)の骨子を示しているが、この例というものは、条例の中には書き込まない。こちらの例については、条例のガイドラインの作成を予定しているので、その中で具体的に明記をしていきたいと考えている。

(矢嶋会長) それでは、「Ⅲ 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進」の箇所に関しては、よろしいか。では、次の「Ⅳ 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関して、意見をお願いします。

(金子委員) 不当な差別的言動の解消に向けた取組のうち、不当な差別的言動の拡散防止措置については、外国人、今は本邦外出身者で書いてあり、分かりやすい外国人というふうに言うてしまうが、外国人とそれから障害者の両方が含まれているのに対して、不当な差別的言動の禁止については、外国人の方だけに対象を限定したのは、これはどのような理由か。

(事務局) こちらの内容を検討するに当たり、市内外の団体に対して調査した。その調査の中で、不当な差別的言動の内容を調査している。その結果を反映して、この属性の対象の範囲を決めている。禁止措置については、具体的に事例があったものとして、本邦外出身者の内容としており、拡散防止措置については、本邦外出身者と障害者の実態があったので、このような内容にした。

(金子委員) 立法事実の調査の結果ということか。

(事務局) そのとおり。

(金子委員) その立法事実の調査の結果というのは、どういう形で示しているのか。私はそのデータを審議会として見せてもらったことはないと思う。どこにそのデータがあるのか。

- (事務局) 調査自体は、答申をいただいた後の5月に実施しており、その調査の結果となる。
- 具体的に申し上げますと、街宣活動についての調査結果は、法務省作成のヘイトスピーチ解消法に関する資料等を参考しながら、不当な差別的言動に該当する可能性が高いものについて内容を見ている。街宣活動については、4件、疑義があるものが数件あり、看板等の掲示については1件、外国人差別の内容を含むDVDの自宅への投函事案、また、インターネット上での事案については16件あった。そして、公の施設での不当な差別的言動については、疑義があるものが1件という状況である。このような状況から、今回の拡散防止、禁止措置について内容を設定した。障害については、インターネットについて内容を設定した。インターネット上での事案が1件あった。
- (金子委員) 拡散防止に係る立法事実についてのみ障害者に対するヘイト的な言動があつて他のところ、公の施設の利用であるとか、差別的言動の禁止に係るところでは障害者に関わるものが立法事実としてなかったということか。
- (事務局) そのとおり。
- (金子委員) 当然それ以外のLGBTQに対する差別的な言動であるとか女性に対する差別的言動であるとかというものも、一切その立法事実として上がってこなかったということか。
- (事務局) 答申でいただいた、7つの属性、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身の7つについて、どのような事例があるのかというところを調査した結果である。
- (金子委員) 分かった。それは当事者団体等にも調査したということか。
- (事務局) そのとおり。当事者団体等の34の団体に調査をかけたものである。
- (金子委員) 分かった。本当かなってというような面もあるが。
- (金委員) 2件聞くが、1つは、新しい佐藤委員に。先ほど自己紹介の際に、市のLGBTQの支援に関わるとおっしゃっていたが、今回の調査とか、そういうことには協力したのかということと、何か相談に来る人はいるのかということと、事務局にだが、答申を作る時から、未来に行きましょう、これから20年先、50年先まで生きる答申、生きる条例を作りましょうということ、こうやってきたと思う。でも、この立法事実がない範囲でのこの条例(案)の骨子になったことで、やっと今、社会が変わり始めてLGBTQも障害者もいろいろな方が声を上げられる、条件が少しずつ明るくなっているのに、相模原はそれがまだ大きいクラウドに隠れてしまっていると思うので、ぜひ今回の意見とかを反映させて欲しいと思う。
- (佐藤委員) 行政から来ていたかなんかの認識で自分が答えたという記憶はない。この事案に対しては、ヘイトだったり、日常で感じることもだったり、遭遇することが多いので、声が上がらない。多分いくつかの団体に対して調査したが、多分回答しなかっただけなのかなって感じである。個人的にはそのような感想である。
- (金委員) アンケート調査は、このようなものだと思う。家にもたまに大学からアンケート調査とか送られてきているが、それを基にこういう大きいものを、こうなせることには少し勇気が必要だなと、事務局にもう1回お願いしたい。
- (金子委員) 前回の審議会の議論の中では、もし罰則をつけるのであればかなり対象を絞った方がよい。それは憲法上問題が出てくるからだという話があつたと思うが、罰則を付けないのであれば、なるべく広く、様々な差別問題に対応できるような条例にしたいというこ

とだったと思うが、正直かなり絞り込んだというのが率直な感想である。もう少し広げていただいた方がよいと思う。特にLGBTQの問題については、大変悪質な差別的言動がインターネット上などではされているし、パレードなどに罵詈雑言が浴びせられるというようなことが、相模原市では今までないかもしれないが、一般的な社会状況としてそういうことがあるのであれば、相模原市のような規模の自治体でいつ起こってもおかしくないわけである。だからもう少し、罰則を付けるのであればまた話は別だが、罰則を付ける条例にしなかったというのであれば、この部分ではもう少しアグレッシブになっていただきたかったというのが率直な感想である。

(事務局) 1点訂正したい。インターネットで障害の例について先ほど1件と申し上げたが、3件の誤りである。

(水谷委員) 今の意見に賛成だが、確かに審議の過程で、罰則を付けるということであればかなり絞り込むということで絞られたということ。絞り込み過ぎなのではないかというふうに私も少し感じた。あともう一つの問題としては、やはり、20の拡散防止措置にだけ障害者に対する不当な差別的言動も含まれているというのは、条例全体として非常に分かりにくいというか、読み落としやすい形なので、どちらかというを広げる方向でここは統一された方が条例として分かりやすく、分かりやすいということは、浸透しやすいということであるから、今後ご検討いただけるのがよろしいかと思う。

(事務局) 先ほど団体の方に確認したと答えたが、からふるテラスからも回答をいただいている。

(矢嶋会長) これまでの審議会の意見としては、少し絞り込み過ぎではないかということで、特に罰則を付けないこととの関連から、もう少し広げるべきではないかという意見がほとんどだったと思うので、その点、事務局の方から、是非、お伝え願えればと思う。この箇所に関してよろしいか。では、「V 声明」、28に関していかがか。資料4、7ページの中ほどに「28 声明」がある。

(金子委員) 声明について答申では、人権委員会が市長に対して声明を出すことを求めることができるようにすると、そういう案になっていた。それはどうしてかということ、人権委員会は人権問題の専門家であり、そういう人たちの判断を、まずはイニシアチブをとらせるということがその願意だったわけだが、今回はそれが外され、その理由として人権委員会が市長の附属機関であるから、市長に求めることができるようにすることは記載しなかったとなっているが、そうではなくて市長が普段から人権委員会に対してこういうことがあったら意見を出してくださいというふうに言うておいて、意見を市人権委員会が出す。それは何ら附属機関の職務として問題がない。もちろん出せという命令は出せないが、あくまでも求められた意見を言う。市長に対してどうかというふうに伺いを立てるという立て付けを我々は考えていたので、この附属機関だから声明の発出を市長に求められないという説明は、少し理解しがたいのであるが、その辺はいかがか。

(事務局) 市長の附属機関であるため、諮問・答申に基づいて作業することを考えていることから、このような内容にした。

(金子委員) 市長が常にこういう不当な差別的言動への声明について、その必要性があれば私に言うてくださいというふうに諮問を出しておく。常に出しておくとか、そういう機関として、日常的なタスクとして諮問しておくということは、可能なのではないか。そう

いう立て付けをそもそも我々は考えていたのだが、そのようなことは地方自治法上不可能であるという法的な論理があるのか。

(事務局) 1回諮問をし、それをずっと引き継ぐという取扱いについては、意見を聴いた弁護士からは、そういった取扱いは、やはりなかなか難しいだろうと意見をいただいた。

(金子委員) 難しい感じ。実務上難しいのか。法的に困難であるということか。

(事務局) 法的に難しいというふうに意見をいただいている。

(金子委員) 分かった。私は法的には全く困難ではない。それが法的に困難であるという理屈がどこから出てくるのかが、私も一応法律をかじっている人間として、私は全く理解できない。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご意見を是非記録にとどめてお伝えいただければと思う。他に声明に関していかがか。よろしいか。では、次に「VI 人権委員会」についてである。資料4の5ページの中ほどであるが、ご意見はあるか。骨子で29から34までが人権委員会に関するということになるが、いかがか。

私から質問をさせていただく。人権委員会の機能として救済が外されているということのご説明が先ほどあったかと思うが、少しよく分からなかったので、再度ご説明いただいでよろしいか。人権委員会が救済をする、救済としての機能は持っている。先ほど市長が救済する云々という説明があった気がするが私の聞き間違いか。人権委員会に救済機能があるということではないのか。

(事務局) 資料3の2ページをご覧いただきたい。2ページの中央になる。不当な差別的取扱いの禁止のところ「助言、あっせん等の流れ」という中で、相談から申立て、そして市が調査をして、人権委員会に諮問・答申して、市が助言・あっせん・勧告をしていくという流れの中で、人権委員会が機能すると、そのように考えている。

(矢嶋会長) 救済という言葉そのものが入っているところはどこにあるのか。

(事務局) 救済という言葉自体は、骨子の中でも出てきていない。骨子で見ると、資料2の4ページに12番、13番というふうにあるが、まず13(1)のところに差別的取扱いに係る紛争について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができるということを示している。

(矢嶋会長) これまでの審議会の答申で、救済機関であるということが人権委員会としてのもう一つの大きな目玉というか、あえてこの救済ということを強調しようということで、我々の答申では盛り込んだのだが、骨子に、この救済という言葉がないということになると、一般の方、市民の方々が読んで、この人権委員会というのが救済をしてくれる機関だというふうに、読み取れないのではないかと思うのだが、もっと分かりやすく明記すべきではないかと思うが、他の委員の皆さんは、いかがか。

(金委員) 賛成である。

(金子委員) 附属機関であるので、人権委員会そのものに救済機関であるということを明記するということは、法的にはちょっと難しい点が出てくると思うが、ただ、我々の審議会の答申ではそのことを100%承知の上で、しかし実態的には人権委員会が中心になるような仕組みを作っていたいただきたい。つまり市長が何かをするときに、必ず人権委員会に意見を求めてその人権委員会の意見・答申というものを尊重しなければならない、そのような立て付けにすることで、実際的には人権委員会が主体となった救済を行っていく。そのこ

とをもって人権委員会が救済機関として機能をする。そのような立て付けを上手く地方自治法上の枠組みと整合性を持たせながら作っていただきたいというお願いだったと思うが、見事にそこが外されており、正にその調査審議をする、文字どおりの諮問機関になってしまっている。その点を今、矢嶋会長からも、その救済色はどこへ行ったのか、この骨子のどこに人権委員会の救済機関としての位置付けがあるのかというご質問だったかと思うが、いかがか。事務局として、我々の元々の本意というか、お願いをどの辺に反映させていただけただかというふうに思うが、いかがか。

(事務局) 先ほどお話したところだが、市が調査し、人権委員会に諮問・答申という形でいただいた中で、それを踏まえて対応していく。救済がより確実になってくるというふうには考えているところだが、先ほど申し上げた、12の不当な差別的取扱いの禁止以降の規定の中で、示させていただいたというふうには考えている。

(金子委員) 人権委員会の答申に対する尊重義務、義務と言ってもしなければならないとは書けないと思うので、せめてするものとするぐらいの尊重責務をはっきり書き込んでいただきたいという話も審議会の中であったような気がするのだが、それはないということか。この骨子には。答申に対する尊重の責務、市長の責務は特に書かないということか。

(事務局) 諮問、答申をいただいたときに、その答申を尊重していくという考え方について、市としては持っているのですが、今回こちらの方にはそのようには明記していないが、尊重するものという考え方を引き続き持っている。

(金子委員) ぜひその辺をもうちょっと明確にさせていただけると、先ほどの矢嶋会長の疑問にも該当になるのかなというふうに思う。

(矢嶋会長) 他に人権委員会の項目に関しては、いかがか。

(金子委員) 資料4の5ページのNo. 24のところで、我々はその組織としてこの項目を含めて欲しいということがアからコまで並んでいるが、この中のクとケに独自の事務局を置くこと、それから事務局には専門性を有する職員を置くことについては除かれている。これは、川崎市の市民オンブズパーソン事務局であるとか、人権オンブズパーソン事務局を我々は念頭に置いており、独自の事務局を持たせるということが、独立性を高める、実際には附属機関であるから独立はできないが、実態的な独立性を少しでも持たせるために独自の事務局を置く。そういうことにこだわったのだが、そこが削られてしまったのは、どうしてなのか。

(事務局) その件についても、庁内で調整、検討してきた。ただ1点あるのは、組織の内容のため、ここで今あるように独自の事務局を確実に設けるということは申し上げられない。また、その独自の事務局の置き方として、川崎市のオンブズパーソンのような形で置くという考え方については、現在のところ、本市においては、そういった置き方ができるものというふうなところまで至っていないという状況である。

(金子委員) 承知した。いろいろご事情があると思うし、それなりの予算措置が必要になってくるので、それは大変な負担になるということは、十分理解しているが、前審議会の一員としては大変残念であるということだけ申し上げておく。

(岩永委員) 金子委員のおっしゃるとおりで、第三者委員会ということ、皆で人権委員会については、散々議論してきたのに、それが抜けてしまうのはすごく残念ということを私も言っておきたかった。何かこの附属機関については大きく変更がなされ、納得できない

が、これは法律上そのような取扱いによるものだとしても、あれだけ何時間も、第三者委員会という相模原市人権委員会について話したのに、残念だなと思う。

(矢嶋会長) 人権委員会に関してよろしいか。では、前期から継続の審議会委員からは、人権委員会に関して答申の内容が反映されておらず、残念であるという意見がたくさん出たかと思う。では、次に雑則に関していかがか。ないようなので、最後に附則に関して、資料2の36番からということではいかがか。よろしいか。事務局に確認というか、伺いたいが、この資料4は、今回の審議会向けに作成いただいたものということだが、例えば議会での審議の際に我々が出した答申との比較対照が明確になるよい表だと思う。少し読みにくいというのはあるが、比較対照できるという意味ではよい表だと思うが、議会でも配布いただける資料と考えられるのか。それともこれはあくまで審議会止まりということか。

(事務局) こちらの資料については、本日の審議会の資料として用意したものである。ただ、本日、一般の公開もしている内容である。

(矢嶋会長) 個人的な意見としては、是非この比較対照表を示していただくと、議員の方にも、その違いが分かっていたらと思う。もちろん議員には答申をお読みいただいた上で議論をしていただけたらと思うのだが、より差が明確になり、議論が進められるかなと思った。では、次第のその他ということで事務局から何かあるか。

(事務局) その他として、現在市の中でも、人権に関する機運の醸成ということで、横断幕を付けたり、また、標語を作成して、人権に関する取組を進めているところである。また、さらにそういったものを進めていきたいと考えているところであり、そのような取組を行っていることお知らせする。

(矢嶋会長) では、これをもって、令和5年度第1回の相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ子 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会	副会長	出席
3	かた おか かよ代 こ子 片 岡 加代 子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	認定NPO法人 多文化共生教育ネットワークかながわ		出席
6	さ とう ゆう き 佐 藤 悠 貴	からふるテラス		出席
7	みずたに り え こ子 水谷 里 枝 子	神奈川県弁護士会		出席
8	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席
9	わた べ はじめ 渡 部 肇	公募市民		出席